

「量の見込み」の具体的算出方法について

「教育・保育の量の見込み」の具体的算出方法について
(国の手引きより)

1 家庭類型を算出

ニーズ調査結果の父母の有無と就労状況などから、「現在の家庭類型」及び「母親の就労希望を反映させた潜在的な家庭類型」を、それぞれの年齢区分(0歳～就学前、 0歳、 1・2歳、 3歳～就学前)ごとに算出。

類 型	タイプ A = ひとり親	
	タイプ B = フルタイム×フルタイム	(1) 月 120 時間以上 +
	タイプ C = フルタイム×パートタイム(1)	下限時間～120 時間の一部
	タイプ C' = フルタイム×パートタイム(2)	
	タイプ D = 専業主婦(夫)	(2) 下限時間未満 + 下限時
	タイプ E = パート×パート(1)	間～月 120 時間の一部
	タイプ E' = パート×パート(2)	
タイプ F = 無業×無業		

2 教育・保育の利用意向を算出

関連する設問の回答状況から、利用意向(= 利用意向率 × 利用意向頻度)を算出。

3 量の見込みを算出

- (1) 人口を推計(本市ではコホート変化率法により推計)
- (2) 1～3号認定の対象となる潜在家庭類型から家庭類型別児童数を算出し、量の見込み(= 潜在家庭類型別児童数 × 利用意向率)を算出。

(対象となる家庭類型：平日日中の教育・保育)

0歳、1・2歳

3号認定 認定こども園・保育所 + 地域型保育 タイプ A・B・C・E

3歳～就学前

2号認定 認定こども園・保育所・幼稚園 タイプ A・B・C・E

1号認定 認定こども園及び幼稚園 タイプ C'・D・E'・F

国の手引きは、量の見込みの標準的な算出方法が示されており、必要に応じて、地域の実情を踏まえ、社会的流出入等を勘案することができることとされている。この場合、地方版子ども・子育て会議においてその算出根拠を調査審議するなど、透明化を図ることとされている。

教育・保育の量の見込みの算出にあたっての考え方(案)

教育・保育提供区域の設定に関する事項

- 1号認定・・・全市域
- 2号認定・・・行政区を基本
- 3号認定・・・行政区を基本　として提供区域を設定する。

各年度における教育・保育の量の見込み

・ニーズ調査結果を、国の手引きに基づき算出した教育・保育の量の見込み(暫定案)については、次の点を勘案して補正を行う。

- 1 量の見込みの算出にあたり、ニーズ調査に表れないニーズを一定反映
 - ・現在予測不可能な保育ニーズへの対応
 - 例) 家族の介護や疾病、母親の出産等
 - 児童数に0歳、1・2歳 10%　3～5歳 5% を上積み
- 2 潜在的保育ニーズは、段階的に出現すると予測されることから、平成30年度当初をめざして、伸び率を平均化して算出。
 - 1 今回算出した量の見込みは、全市域におけるニーズ量(暫定案)であり、その旨を付して大阪府に報告を行う。今後、行政区ごとに算出する予定であり、量の見込み(暫定案)については変更もありうる。
 - 2 なお、「教育・保育の提供体制の確保の内容」及びその「実施時期」については、次回以降に議論

時間外保育事業（延長保育事業）

・保護者の労働時間、その他の家庭の状況等を考慮して、通常の保育時間を超えて保育を行う事業。

現行計画における目標

・253か所（平成26年度）
（参考）21年度 216か所

実績（平成24年度）

・254か所 登録児童数 6,638人 大淀保育所は、延長・夜間の2か所で計上
（内訳） 30分延長 13か所、1時間延長 207か所、2時間延長 20か所
3時間延長 3か所、4時間延長 8か所、5時間延長 1か所、
6時間延長 2か所、13時間延長 1か所

量の見込みの算出

国の手引きによる手順

- (1) 対象となる潜在家庭類型・・・タイプA・B・C・E (2) 対象年齢・・・0歳～5歳以下
(3) 利用意向率・・・上記(1)(2)の対象者で、平日定期的に利用したい教育・保育の事業に回答したもののうち、認可保育所からベビーシッターサービスまでのいずれかを選択し、かつ、利用希望時間が18時以降の者の割合を算出。
(4) 家庭類型別児童数（推計児童数（人）×潜在家庭類型（割合））×利用意向率（割合）で、量の見込みを算出

量の見込み（暫定値）

・提供区域 行政区を基本
・量の見込み 8,298人
（平成31年度）

本市の算出の考え方

・時間外保育の時間設定について、現行計画と同様、利用希望時間を「18時半以降」として算出した。調査結果では、帰宅時間と希望終了時間とが合致していない割合を除いて算出した。

放課後児童健全育成事業

・共働き家庭など留守家庭の児童に対して、学校の余裕教室などで放課後の適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る。

実績（平成25年4月1日現在）

・児童いきいき放課後事業	298か所	登録児童数	60,255人
・子ども家事業	26か所	登録児童数	1,260人
・留守家庭児童対策事業	92か所	登録児童数	1,887人

量の見込みの算出

国の手引きによる手順

- (1) 対象となる潜在家庭類型・・・タイプA・B・C・E (2) 対象年齢・・・4歳・5歳児
 (3) 利用意向率・・・上記(1)(2)の対象者で、放課後の時間を過ごさせたい場所で、児童いきいき放課後事業及び留守家庭児童対策事業を選択した割合を算出。(低学年・高学年別に算出)
 (4) 家庭類型別児童数(推計児童数(人)×潜在家庭類型(割合))×利用意向率(割合)で、量の見込みを算出

量の見込み(暫定値)

・提供区域	市全域
・量の見込み	38,143人(平成31年度)
(低学年	24,709人
高学年	13,434人

本市の算出の考え方

・国の手引きに基づき、本市の事業である児童いきいき放課後事業の利用意向と、留守家庭児童対策の利用意向を各々算出し合算した。

38,143人の内訳

いきいき放課後事業 34,627人(低学年22,336 高学年12,291)
 留守家庭児童対策事業 3,516人(低学年2,373 高学年1,143)

子育て短期支援事業（子どものショートステイ事業）

・保護者が、疾病・出産等の理由により、家庭において子どもの養育が困難になった時、1週間以内を原則として、乳児院・児童養護施設で子どもを預かり、子育てを支援する事業。

現行計画における目標

・12か所（平成26年度）

実績（平成24年度）

・12か所	利用延べ人員	300人
	利用延べ日数	1,445日

量の見込みの算出

国の手引きによる手順

- (1) 対象となる潜在家庭類型・・・全ての家庭類型 (2) 対象年齢・・・0歳～5歳以下
(3) 利用意向率・・・上記(1)(2)の対象者で、泊りがけの預け先に回答した者のうち、『ショートステイを利用した』及び『子どもだけで留守番をさせた』と回答した者の割合及び平均日数を算出。
(4) 家庭類型別児童数（推計児童数(人)×潜在家庭類型（割合））×（利用意向率（割合）×利用意向日数）で量の見込みを算出

量の見込み（暫定値）

・提供区域	市全域
・量の見込み	1,353人日 (平成31年度)

本市の算出の考え方

・国の手引きによる手順のうち、利用意向率については、泊まりがけの預け先に回答した方のうち、緊急時等に、親族等に子どもを見てもらえる場合を除いて手順どおり算出。

幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）

- ・地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望する者を対象に行う預かり保育。

量の見込みの算出

国の手引きによる手順

(1) 対象となる潜在家庭類型 …… C'・D・E'・F (2) 対象年齢 …… 3歳～5歳以下

(3) 「量の見込み(人日/年)」 = 「家庭類型別児童数(人)」 × 「利用意向」

・「家庭類型別児童数(人)」 = 「推計児童数(人)」 × 「潜在家庭類型(割合)」

・「利用意向」 = ニーズ調査により把握した不定期事業利用意向の平均日数(年間)

量の見込み(暫定値)

- ・提供区域 市全域
- ・量の見込み 68,856人日
(平成31年度)

本市の算出の考え方

- ・国の手引きに基づき算出

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・子育ての援助を提供したい方（提供会員）と援助を依頼したい方（依頼会員）とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立支援を図るとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じて地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実に資する。

現行計画における目標

- ・24か所（全区）の設置

実績（平成24年度）

- ・24か所（全区）の設置
- ・登録会員数 提供会員 1,340人 依頼会員 4,054人
両方会員 579人（平成25年3月末現在）
- ・活動件数 25,871件

量の見込みの算出

国の基本指針（案）における規定

- ・ニーズ調査により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く）の実績に基づき、一時預かり等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

量の見込み（暫定値）

- ・提供区域 市全域
- ・量の見込み 26,419人日
(平成31年度)

本市の算出の考え方

- ・現在の実績をもとに、人口推計と、過去2年間の伸び率を踏まえて算出。

利用者支援事業

- 子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に実施できるよう、身近な場所で支援を行う。(新規事業)

実績(平成24年度)

本市では、当該事業としては実施していないが、保育所・幼稚園及び子育て支援事業などに関する情報提供は各区子育て支援室において実施。

量の見込みの算出

国の基本指針(案)における規定

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮し、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

量の見込み(暫定値)

- ・提供区域 行政区を基本
- ・量の見込み 24か所
(平成31年度)

本市の算出の考え方

- ・各区役所での情報提供に加え、最低でも各区1か所で利用者支援事業を実施できるよう、今後検討を行う。

妊婦健診事業

- ・医療機関等で受診する妊婦の健康診査費用を公費で負担することにより、妊婦の経済的負担を軽減し、受診の促進と、妊婦の健康管理の向上を図り、妊婦がより安全に安心して妊娠出産できるよう支援する。

実績（平成24年度）

- ・公費負担回数 14回
- ・公費負担金額 99,810円以内
- ・延べ受診人数 285,332人

量の見込みの算出

国の基本指針（案）における規定

母子保健法に基づき厚生労働省が定める「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」及び各年度の「妊娠届出件数」を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

量の見込み（暫定値）

- ・提供区域 市全域
- ・量の見込み 304,545人回
(平成27～31年度)

本市の算出の考え方

- ・本市の実績値 妊娠届出数 × 公費負担健診回数（14回） × 健診実施率
で量の見込みを算出

ただし、計画期間中の各年度について、数値変更がないものとした。

妊娠届出数 = 各区保健福祉センターに届出された妊娠届出数の年間合計数

年間届出件数（推定） 25,700件

公費負担健診回数 = 妊婦一人あたりの健診回数（14回）

健診実施率 = 公費負担対象の健診回数（14回）に対する実際の健診回数

乳児全戸訪問事業

- ・保健福祉センターの実施する3か月健康診査を受けるまでの乳児のいる家庭に対し、助産師又は保健師が家庭訪問により養育環境を把握し、育児不安の軽減に努め、必要な保健指導を実施する。

実績（平成24年度）

- ・出生数 22,763人
- ・訪問人数 18,346人(訪問率 80.6%)

量の見込みの算出

国の基本指針（案）における規定

出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

量の見込み（暫定値）

- ・提供区域 市全域
- ・量の見込み 18,575人
(平成31年度)

本市の算出の考え方

- ・本市の出生数（推計値）に対し、目標訪問実施率（83.0%）で量の見込みを算出（こども青少年局平成26年度運営方針において、当該事業の目標を83.0%に設定）

養育支援訪問事業

- ・ 出産後間もない時期の産後うつ病、育児ノイローゼや育児の協力者がおらず、孤立感や育児不安を抱える家庭等、養育支援を必要とする家庭に対して保健師又は助産師が訪問して、安定した養育が可能となるよう育児支援を行う。
- ・ 支援の期間は、妊婦は母子健康手帳交付時等対象者を把握してから原則出産予定まで、産後の養育者は3か月健康診査受診までとする。

実績（平成24年度）

- ・ 妊婦訪問延数 160人
- ・ 養育者 訪問延数 2,651人 合計 2,811人

量の見込みの算出

国の基本指針（案）における規定

児童福祉法に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

量の見込み（暫定値）

- ・ 提供区域 市全域
- ・ 量の見込み 2,975人
(平成31年度)

本市の算出の考え方

- ・ 平成24年度の訪問実績と訪問ケース伸び率（過去5年間）をかけた人数に同年の1人あたりの平均訪問回数を掛け合わせて量の見込みを算出。